

観覧料の減免制度が変わります

箱根町立観光施設等（森のふれあい館、箱根湿生花園、箱根ジオミュージアム、箱根関所、郷土資料館）の観覧料減免制度を見直しさせていただくことになりました。

対 象	変更時期と内容
障がい者等	2019年4月1日～ 障がい者・要支援者・要介護者 ご本人とそれぞれ付添1名が無料 (障害者手帳等の提示が必要です)
65歳以上	2019年7月1日～ 65歳以上の割引廃止
小・中学生	2019年7月1日～ 小・中学生の土・日曜日、祝日の 無料制度廃止
箱根町住民等	2019年10月1日～ 箱根町内に住所がある方、 別荘を所有する方（同居親族含む）の 年間を通じた無料制度廃止 あらたに箱根町住民等無料観覧日を設けます ① 3月20日～3月26日 ② 5月20日～5月22日 ③ 7月21日～7月27日 ④ 9月24日～9月30日 ※その他、施設ごとに無料観覧日を設けることがあります。